

入札参加者 各位

現場代理人の兼務について

このことについて、東日本大震災による被災箇所の早期復旧を図るため、ひたちなか市建設工事等契約事務手続要綱第33条第1号で定める工事請負約款第11条第2項の規定にかかわらず、特例として、下記により現場代理人の兼務を認めることとしましたので、お知らせいたします。

記

- 1 現場代理人の兼務ができる工事は、下記の要件をすべて満たしているものとする。ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。
 - (1) 2件までの工事に係る兼務であること。
 - (2) それぞれの工事の請負金額が2,500万円(税込)未満の工事であること。
 - (3) 兼務する工事は、ひたちなか市内であること。国県等の発注工事も含めるものとする。
- 2 当該工事の請負者は、現場代理人を他工事の現場代理人と兼務させようとするときは、あらかじめ「現場代理人の兼務について(申請)」により工事担当課に申請し、承認を得なければならない。
- 3 現場代理人は、兼務に当たり、一方の現場に偏ることなく、それぞれの現場を適切に管理しなければならない。
- 4 兼務に係る工事において、虚偽等があった場合や、安全管理の不徹底に起因する事故、現場体制の不備等が生じた場合には、直ちに兼務を取り消すとともに、それ以降の当該請負者に係る本市発注工事においては、原則として、兼務を認めないこととする。

(その他の留意事項)

上記の「現場代理人の兼務」に係る取り扱いについては、「現場代理人の兼務に関する特記仕様書」として設計書等に添付します。

国県等の発注工事との兼務については、当該国県等が兼務を認める場合に限り兼務を認めます。

特例の対象となるもの(兼務の申請ができる2件目の工事)は、平成23年7月1日から平成24年3月31日までに契約を締結した工事とします。